

市庁舎整備に関する調査特別委員会(第 33 回)

平成 2 6 年 8 月 4 日 (月) 14 : 00～

鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室

1 開 会

2 協議事項

(1) 今後の検討スケジュールについて

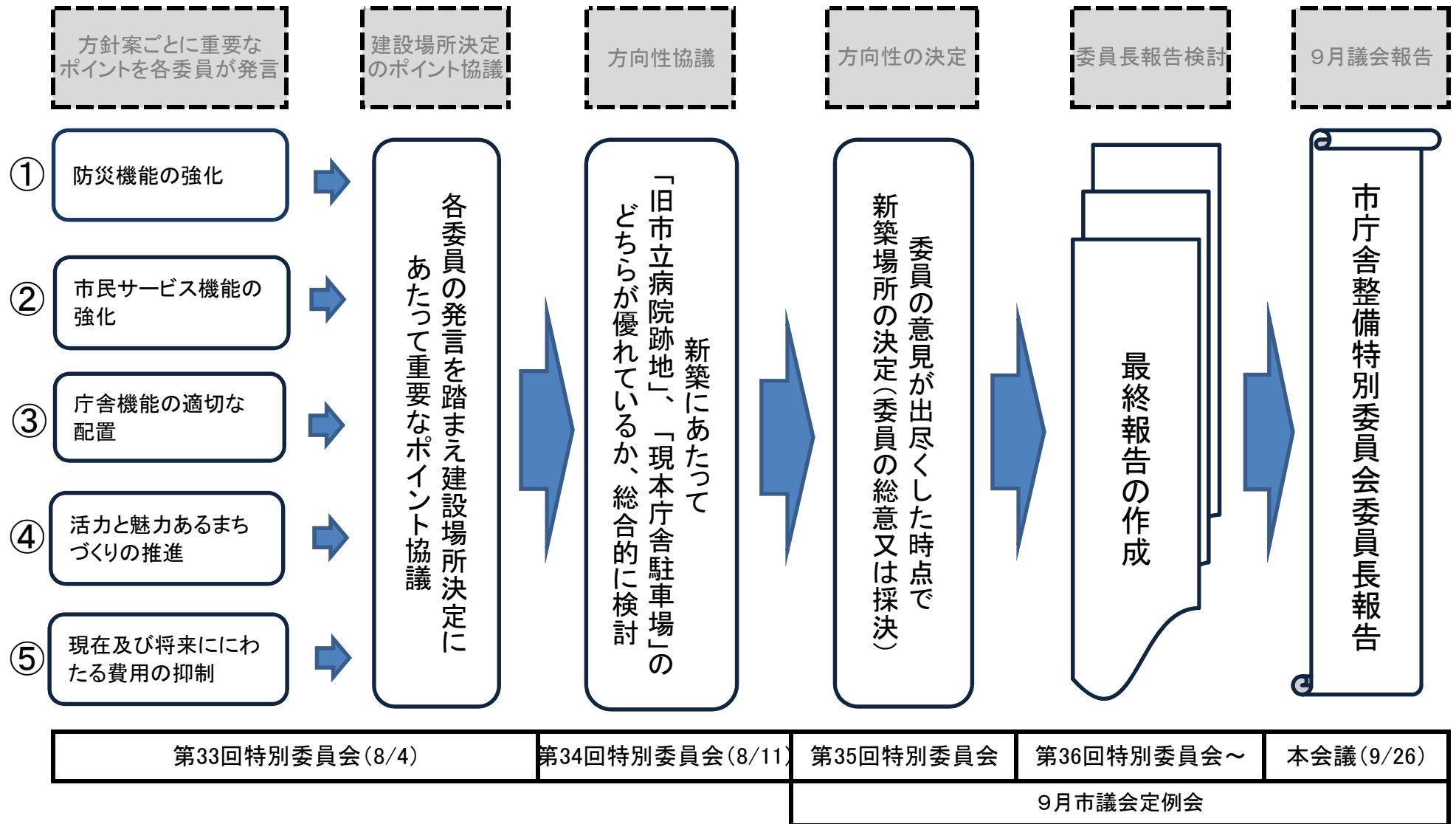
(2) 5 つの方針に基づく市庁舎整備の総合的な検討について

(3) その他

3 その他

4 閉 会

最終報告までの検討スケジュールイメージ図



市庁舎整備に関する主な議論の整理

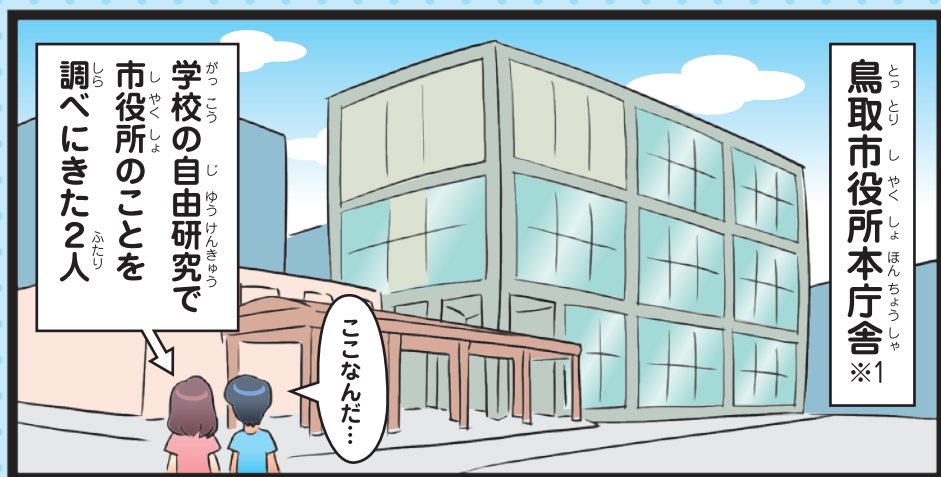
※ は、これまでの確認事項を踏まえ加筆、 は、説明資料を基に加筆

5 つの方針	ポイント・評価の視点 (どちらかの敷地に関する内容は明朝体で記載)	新築を基本とした整備案の特徴、評価	
		整備案①（旧市立病院跡地に新築）	整備案③（現本庁舎駐車場に新築）
防災機能の強化	建物と設備の耐震安全性の確保 ⇒構造体（Ⅰ類）、建築非構造部材（A類）、建築設備（甲類）。 ⇒ライフラインの確保（72 時間以上の電力供給、給・排水機能など）。	【どちらも可能】	【どちらも可能】
	防災拠点としての敷地の広さ ⇒駐車場は災害時に車を止めるだけでなく、テントの設置や他の目的に転用されるためオープンスペースが重要となる。駐車場は広ければ広い方がよい。 ⇒災害時に駐車場が不足する場合は、近隣の民有地を借り上げて活用する。	【敷地面積 約 13,877 m ² 】 【災害時には隣接公園約 3,800 m ² を利用可能】	【敷地面積 約 7,969 m ² 】
	災害対策本部会議室、通信室、防災・災害備蓄倉庫、多目的スペース ⇒災害救援物資を保管し、速やかに搬出できる防災・備蓄倉庫の規模の検討。 ⇒他の市有施設の活用の検討。 ⇒多目的スペースの広さは、発災直後の市民避難場所とボランティア拠点をどこに置くかなどの視点での検討も必要。	【どちらも同じ面積を確保】	【どちらも同じ面積を確保】
	迅速な指揮命令、情報収集のための機能（部署）の集約 ⇒災害時対応は全庁（全職員）体制で行う。	【どちらも新庁舎、駅南庁舎、さざんか会館、環境下水道庁舎を庁舎として利用】	【どちらも新庁舎、駅南庁舎、さざんか会館、環境下水道庁舎を庁舎として利用】
	ヘリポート ⇒設置の可能性について検討。	【設置の可能性について検討】	【設置の可能性について検討】
	緊急輸送道路（主要幹線道路） ⇒旧市立病院跡地が有利。	【国道 53 号、鳥取環状道路（予定）、国体道路】有利。	【国道 53 号】
	液状化対策 ⇒現本庁舎敷地と旧市立病院跡地のどちらも対策は可能。	対策は可能。	対策は可能。
	市民サービス機能の強化	【平面駐車場約 280 台】	【平面駐車場約 200 台（約 80 台は建物一階部分）】 公用車等の 駐車場を確保するための立体駐車場は可能。
	駐車場の確保 ⇒現本庁舎敷地に駐車場を確保するための立体駐車場は可能である。 ⇒ワンストップサービスを行うことにより、来庁者の滞在時間が短縮される。 ⇒駐車場の広さによる車の事故の多寡。		
	窓口部署 ⇒ワンストップサービスによる職員の業務スペースの検討。 ⇒相談室のスペース、数の検討。 ⇒窓口関係部署が 1 フロアの場合と 2 フロアの場合のワンストップサービスは、1 フロアの方がワンストップサービスに適している。	【建築面積を広くできる（整備案③と比較して）】	【建築面積 約 2,000 m ² 】
	バリアフリー化の徹底 ⇒誘導基準への対応。	【どちらも可能】	【どちらも可能】
	交通アクセス ⇒主要幹線道路、バス、列車などでの利便性。 ⇒市立病院跡地の方が交通アクセスに優位性がある。	【鳥取駅からの距離 新庁舎 約 0.3km、駅南庁舎 約 0.3km】 交通アクセスに優位性がある。	【鳥取駅からの距離 新庁舎 約 1.1km、駅南庁舎 約 0.3km】

5 つの方針	ポイント・評価の視点 (どちらかの敷地に関する内容は明朝体で記載)	新築を基本とした整備案の特徴、評価	
		整備案①（旧市立病院跡地に新築）	整備案③（現本庁舎駐車場に新築）
庁舎機能の適切な配置	多目的スペース ⇒災害時の活用が第一、平常時は市民交流スペースとして活用。 ⇒低い階にある方が有効。 ⇒庁舎内確保の必要性和規模。	【どちらも同じ面積を確保】 【建築面積を広くできる（整備案③と比較して）】	【どちらも同じ面積を確保】 【建築面積 約 2,000 m ² 】
	本庁機能の集約 ⇒新庁舎、駅南庁舎、さざんか会館、環境下水道庁舎を庁舎として利用。 ⇒公用車を集中配置した場合は、旧市立病院跡地が条件がよい。 ⇒現本庁舎敷地を利用する場合の公用車の分散配置の可能性。 ⇒庁舎間移動の経費の考え方。	【庁舎間距離 新庁舎－駅南庁舎 約 0.6km】 【分散化のロスを約 992 万円削減可能】 公用車を集中配置した場合は、旧市立病院跡地が条件がよい。	【庁舎間距離 新庁舎－駅南庁舎 約 1.4km】 【分散化のロスを約 115 万円削減可能】 現本庁舎敷地を利用する場合の公用車の分散配置の可能性。
	行政事務に必要な床面積の確保 ⇒人口減少、行政事務量及び職員数の関係。 ⇒中核市移行に伴う権限移譲による事務量の増加の影響。 ⇒本庁舎機能が十分果たせる広さが必要。 ⇒議会機能に必要な面積の検討。 ⇒事務所衛生基準で求められる諸室（仮眠室、休養室など）の適正確保。 ⇒会議室、書庫倉庫の適正確保。	【どちらも同じ面積を確保】	【どちらも同じ面積を確保】
活力と魅力あるまちづくりの推進	庁舎整備の地元発注 ⇒地元とは本社が地元にあること。 ⇒免震の庁舎を地元業者が建てることも可能。	【どちらも可能】	【どちらも可能】
	鳥取駅周辺のまちづくり ⇒旧市立病院跡地への庁舎の移転は、都市機能が集積することになり 2 核 2 軸のまちづくりに沿っている。 ⇒駅周辺の都市機能の集積や連携とは。 ⇒駅周辺はすでに賑わいが出てきている。そこに移転する必要性。	都市機能が集積することになり 2 核 2 軸のまちづくりに沿っている。 駅周辺の都市機能の集積や連携とは。 駅周辺はすでに賑わいが出てきている。そこに移転する必要性。	
	鳥取城跡周辺のまちづくり ⇒本庁舎跡地に何かを建てることとファシリティマネジメントとの関連。 ⇒鳥取市は城下町であり、市庁舎を含めた城下町のまちづくりを考えるべき。 ⇒城下町として、現在地に市庁舎がなくても違和感はない。 ⇒庁舎跡地にふさわしい施設等の検討が必要。 ⇒庁舎移転後の鳥取城周辺地区の 2 核 2 軸のまちづくりが見えてこない。	本庁舎跡地に何かを建てることとファシリティマネジメントとの関連。 城下町として、現在地に市庁舎がなくても違和感はない。 庁舎跡地にふさわしい施設等の検討が必要。 庁舎移転後の鳥取城周辺地区の 2 核 2 軸のまちづくりが見えてこない。	鳥取市は城下町であり、市庁舎を含めた城下町のまちづくりを考えるべき。
	鳥取市全体のまちづくり ⇒庁舎を移転することで、まちづくりを進めることとなる。現在地のままでは何も変わらない。	まちづくりを進めることとなる。	何も変わらない。
	地域生活拠点の再生 ⇒総合支所のあり方。	【新市域振興ビジョンに基づき取り組む】	【新市域振興ビジョンに基づき取り組む】

5 つの方針	ポイント・評価の視点 (どちらかの敷地に関する内容は明朝体で記載)	新築を基本とした整備案の特徴、評価	
		整備案①（旧市立病院跡地に新築）	整備案③（現本庁舎駐車場に新築）
現在及び 将来にわたる 費用の抑制	建設費の負担の抑制 ⇒全体構想の事業費は、予算化時点で精査する。 ⇒積み立て済みの基金を活用するにしても、経費節減に努めるべき。 ⇒合併特例債（活用期限平成 32 年 3 月末）を財源の柱として活用し、市の財政負担を可能な限り軽減。	【概算事業費 約 65.6 億円】 【新庁舎 延床面積 約 17,400 m ² 6 階建以下】	【概算事業費 約 74.0 億円】 【新庁舎 延床面積 約 19,400 m ² 10 階建程度（うち、1 階部分（約 2,000 m ² ）は駐車場利用）】
	維持管理費の負担の抑制 ⇒長期使用に伴う小回りの利く、省エネルギー庁舎の検討。 ⇒ライフサイクルコスト 100 年と耐用年数 100 年は、別の意味。	【50 年の実質負担 約 209.2 億円】	【50 年の実質負担 約 226.5 億円】
	建設場所による建設費の違い ⇒ライフサイクルコストの差は、現本庁舎敷地新築の 1 階ピロティの建設費が大きな原因。 ⇒将来的な庁舎の一体化を考えた場合、敷地は広い方が有利。	将来的な庁舎の一体化を考えた場合、敷地は広い方が有利。	
	工期及び工事中の影響の違い ⇒現本庁舎敷地新築の場合は、工事期間中の安全面、利用者への影響を十分考慮する必要がある。	【新庁舎建設まで約 4 年（設計・工事）】	【新庁舎の階数が高いため、整備案①よりも工期が長くなる（設計・工事）】 【埋蔵文化財調査期間、建設工事期間、現本庁舎の解体期間（全体で約 4 年間）は仮設駐車場の確保が必要】 工事期間中の安全面、利用者への影響を十分考慮する必要がある。

マンガでよくわかる!! 市庁舎整備のはなし



※1 鳥取市尚徳町116番地



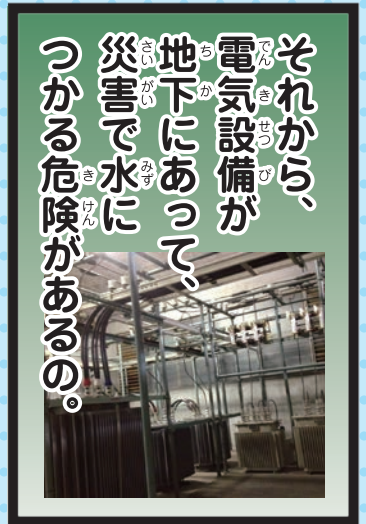
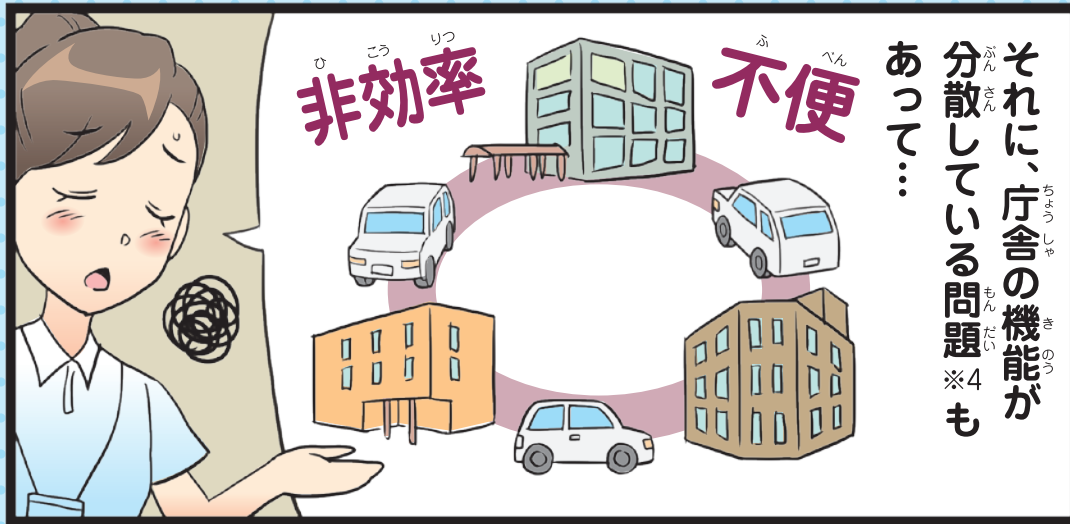


※2 耐震診断結果「大規模な地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」。

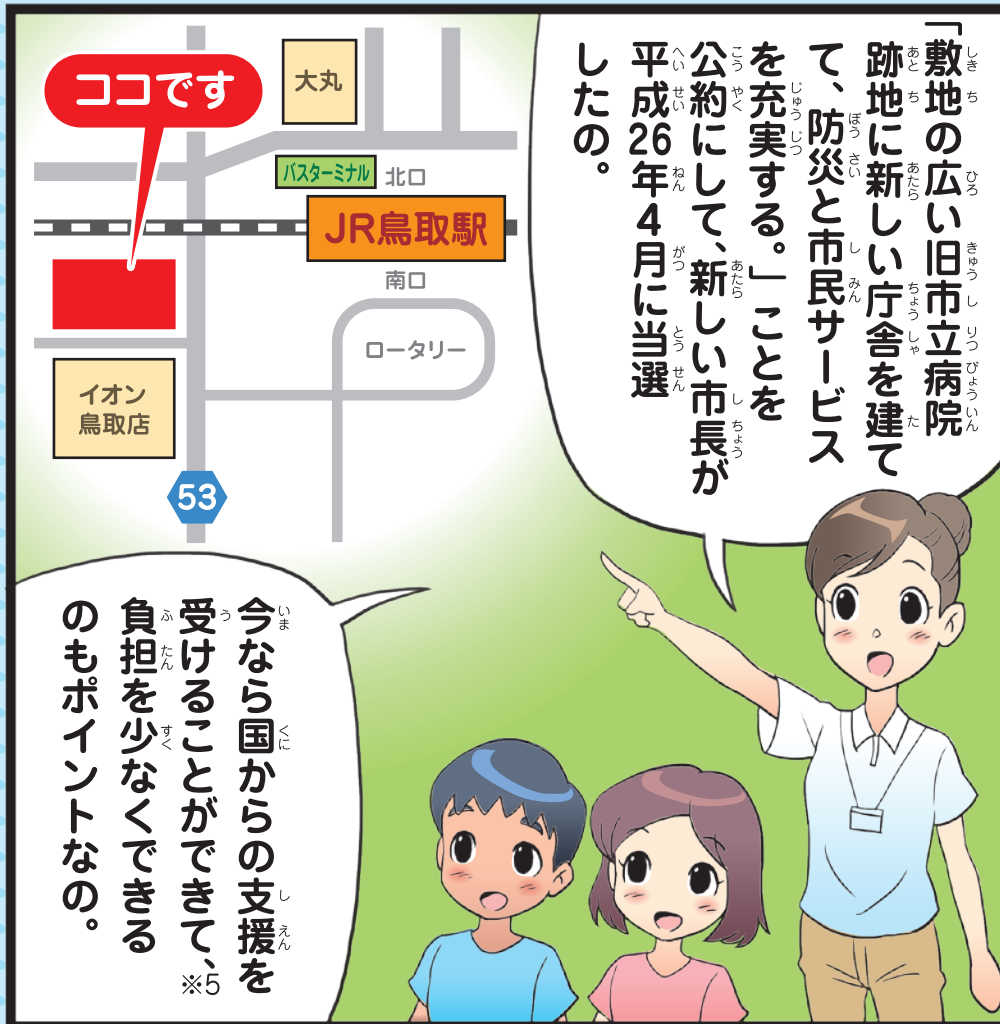




※3 平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、それ以降の公共施設はバリアフリー化基準への適合が義務づけられている。



※4 本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、さざんか会館、環境下水道部庁舎、福祉文化会館の6か所に本庁機能が分散している（平成26年7月現在）。



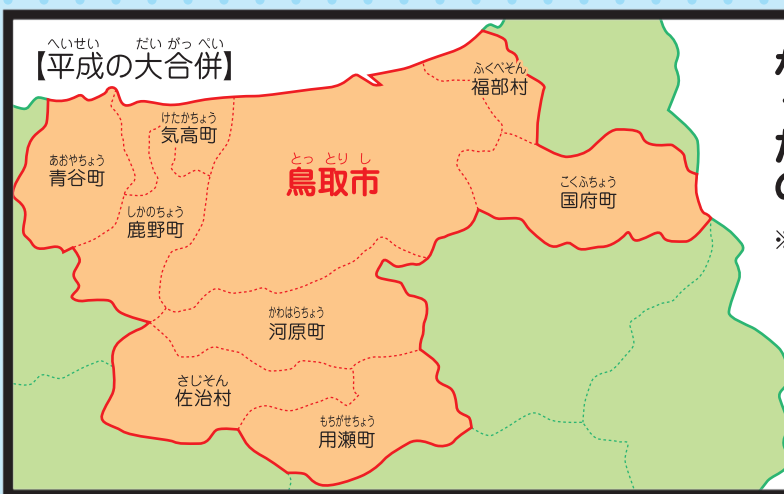
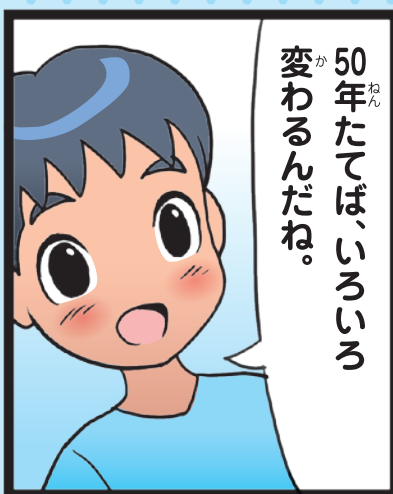
※5 合併特例債の活用。鳥取市の活用期限は平成32年3月まで。

昭和53年には鳥取駅が高架化※6されて、駅の南側へもまちが広がっていったの。



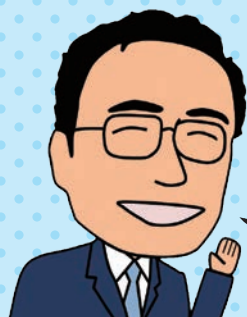
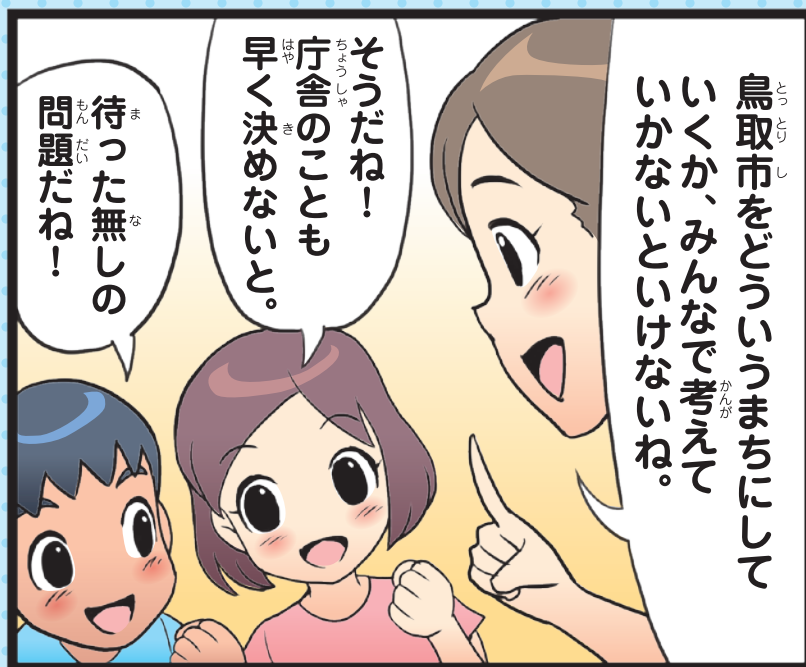
まちの姿は、今の本庁舎が建てられた昭和39年のころからは、ずいぶん変わってきてるの。

※6 線路を高く上げ、その下を人や車が行き来できるようにすること。



それに、平成16年に鳥取市は合併して、すごく広いまちになったの。※7

※7 平成16年11月、市町村合併により鳥取市の面積は237.20km²から約3倍以上の765.66km²に広がる。



鳥取市長の深澤義彦です

今年4月の市長選挙で当選し、市長になりました。市庁舎整備について、市民のみなさんに、丁寧に説明していきます。

鳥取市総務部庁舎整備局

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地 (市役所本庁舎3階)

TEL:0857-20-3012 FAX:0857-20-3029

鳥取市 検索

平成26年8月発行